

地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の 一体的な質的向上事業

公募要領

1. 公募期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月28日（火）14時（必着）

2. 質問受付期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月21日（火）17時（必着）

3. 問合せ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先：hqt-local-guide_soft★ki.mlit.go.jp

※電子メールによりお問い合わせください。

★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和8年3月

【申請に当たり必ずお読みください】

- 本事業は、「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」令和6年度とりまとめ（以下「令和6年度とりまとめ」という。）を踏まえ、観光庁、専門家及び地域の関係者等が連携して、地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的に取り組む実証事業を通して、必要な取組について調査を行い、知見を整理することを目的とするものです。補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものであり、他地域での再現性の高いモデルを構築し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行います。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。本公募は、この調査に協力いただける実証事業の事業実施者を募集するものです。これまでの有識者会議に関する資料や令和6年度とりまとめを以下のWEBサイトから必ずご確認のうえ、これらを踏まえて実証事業の内容を検討し、ご応募ください。
(URL) https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/local_guide.html
- 実証事業は、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れ、事業事務局（観光庁が別途指定する事業事務局を指す。以下この公募要領において同じ。）の併走担当者及び専門家との併走により進めていただきます。このため、選定過程及び選定後において、実証事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおり実証を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- 実証事業の選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員及び事業事務局に提供します。
- 実証事業の公募に係る説明会を以下のとおり実施します。申請を検討している方は可能な範囲で参加いただきますようお願いいたします。
 - ・ 日時：令和8年4月3日（金）16時～17時
 - ・ 方法：オンライン（Microsoft Teams）
 - ・ 参加申込：令和8年4月2日（木）正午までに以下URLからお申し込みください。
観光庁「地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上事業」公募説明会（令和8年4月3日（金）16時～17時 オンライン開催）申込フォーム
(<https://forms.office.com/r/SXvZFPUqyg>)
- 選定委員会の事務運営は、事業事務局が実施します。選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全額を支払わないことがあります。
- 実証事業によって得られた知見等については、事業終了後に事例集として取りまとめ、公表等を行うことにより、他地域へ広く横展開を行います。
- 実証事業終了後も、事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、地域一体となって観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上に自ら取り組むことを求めます。また、実証事業終了後に、観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上に関する取組状況について、観光庁等が行う調査に協力することを求めます。

I. 事業概要

1. 背景

地域の歴史文化・自然・暮らし・伝統等を感じられる体験型の観光コンテンツについては、地域の魅力を伝えるローカルガイドがその本質を深く、わかりやすく伝えることで、付加価値が高まると考えられます。ガイドの質はコンテンツの質に直結しており、深い体験価値を提供することによる満足度や消費単価の向上、それらによる地域社会と観光の好循環の構築に、質の高いガイドは重要と言えます。また、昨今の訪日外国人旅行者の訪問先については、都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続き、観光需要の分散の観点からも地方部における訪日外国人旅行者の需要に対応する質の高い観光コンテンツやローカルガイドの充実が重要となっています。

しかしながら、地方部においては、総じてローカルガイド人材の確保に苦慮している状況にあります。ローカルガイドの不足は観光コンテンツのサービス供給にも直結し、造成したコンテンツの自走化や持続的な経営への影響も懸念されることから、人材に限られる地方部において、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成することが必要です。

このため、人材に限られる地方部において、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成し、観光コンテンツの持続的な供給や地域消費の向上へ結びつけるために、地域レベルでどのような取組やビジネスモデルが必要かを検討することを目的として、「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、令和6年5月から検討を開始しました。令和7年3月公表の令和6年度とりまとめにおいては、地方部における体験商品の充実に向け、その担い手となるローカルガイドの裾野を拡大し、需要に確実に対応できるようにすることを優先的に取り組むべき課題とし、地域における戦略・取組の方向性を示しております。また、令和7年度においては、令和6年度とりまとめを踏まえた実証事業（以下「令和7年度事業」という。）を実施し、ガイド経験が浅い方でも参加しやすいエントリーモデルを活用したローカルガイド人材の裾野の拡大に取り組んでまいりました。これまでの有識者会議に関する資料や議事概要、令和6年度とりまとめ及び令和7年度事業の成果報告については、以下のWEBサイトを参照ください。

(URL) https://www.mlit.go.jp/kankoch/seisaku_seido/local_guide.html

なお、有識者会議及び本事業において、ローカルガイドとは、特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者で、主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者とし、専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問いません。

2. 目的

本事業は、地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的に取り組む実証事業を通して、必要な取組について調査を行い、知見を整理することを目的とします。

なお、職業としてのローカルガイドの確立や持続的なビジネスモデルの確立、持続可能な観光地域づくり等の観点から、長期的な事業効果も重要であり、地域において、観光コンテンツの商流も踏まえつつ、事業終了後も含め、継続的な観光コンテンツの販売とローカルガイド人材の活躍の場の創出に向けた取組を推進します。

本公募は、この調査に協力いただける実証事業の事業実施者を募集します。

Ⅱ. 募集内容等

1. 申請者

事業実施者の対象となる申請者は、次の全ての条件を満たす者とします。

(1) 原則として、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等であること。

単独の主体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）若しくは観光協会等、観光コンテンツ事業者又は体験商品の募集機能を担う者）が申請する場合にあつては、他の主体との連携体制が明確であり、地域関係者、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者のいずれとも連携していること。

なお、申請に当たっては、代表となる主体を申請団体とし、当該代表となる主体が、申請団体として複数の申請を行うことは認めない。

(2) 体制の構成主体に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

(3) 観光庁又はその他の官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁、その他の官公庁等との契約を解除されている者ではないこと。

2. 募集する実証事業の内容等

(1) 推進体制

事業計画の策定及び実証事業の実施に当たっては、以下①～③の全ての者における連携を必須とします。ただし、1者が複数の役割を兼ねる場合は、この限りではありません。

① 地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）

② 観光コンテンツ事業者

③ 体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）

連携にあたっては、どの連携事業者が何の役割を担うか明確にして合意形成を図るとともに、実証事業終了後においても、継続的な推進体制が構築できるよう留意ください。

なお、事業実施者に選定され、実証事業の一部を事業実施者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁及び事業事務局に可否を確認してください。ただし、事業の根幹を担う部分（企画、取りまとめ及び進捗報告等）の委託は不可とします。

(2) 実証事業の内容

地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、ローカルガイド人材の実態や地域の目指すべき姿に照らし、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は観光協会等それに類するもの）、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター又はOTA等）等の関係者が一体となり、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的に取り組む事業とし、特に求める取組は下記のとおりとします。

実証事業にあたっては、令和6年度とりまとめを踏まえ、「人材確保」「人材育成」「ローカルガイド人材が継続的に活躍できる仕組みづくり」（「ローカルガイド人材が継続的に活躍できる仕組みづくり」は令和6年度とりまとめの「市場活性化」を指し、以下「継続活躍」という。）に一貫して取り組むこととします。特に、観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に向け、「継続活躍」については重点的に取り組んでください。その際、具体的な観光コンテンツを想定して育成し、その観光コンテンツにおいて育成したガイドが稼働できる体制を整備してください。「人材確保」、「人材育成」及び「継続活躍」の一貫性がない場合（研修は行うが、育成したガイドに対し、具体的な観光コンテンツへアサインされる機会を設定しないなど、具体的な稼働機会が連動しない場合や既存の観光コンテンツの紹介のみに留まる場合等）は対象外です。

また、実証事業で新たに造成した観光コンテンツについては、令和8年中（令和8年12月31日まで）に販売を開始してください。実証事業以外で造成した販売中の観光コンテンツ（令和7年度

事業で造成した観光コンテンツを含む。)を活用する場合には、現在の販売実績を分析し、改善点を記載ください。

さらに、ローカルガイド及び訪日外国人旅行者の安全を確保するための安全管理に係る考え方や対応の整理等を行ってください。

なお、宗教活動や政治活動を目的としたものや、具体的な実現見込みのない取組を含むものは認めません。

【特に求める取組】

- ① **インバウンドの需要が一定ある地域又はガイドとなるポテンシャル人材が豊富な地域**
 - ・ 複数事業者や地方公共団体等と連携した地域のルールづくりや品質担保
 - ・ エントリーモデルからのステップアップ（エントリーモデルとカスタムツアーなどレベルの異なる観光コンテンツの組合せによる育成やキャリア形成を含む）
 - ・ ローカルガイド人材と観光コンテンツの持続的なマッチングや供給の可視化、就労先の確保
- ② **インバウンドの需要が少ない地域又はガイドとなるポテンシャル人材に限られる地域**
 - ・ 市場性が低い、又はエントリーモデルに依りがたい等の制約のもとでも、ローカルガイド人材を育成するとともに、育成したガイドの観光コンテンツでの稼働機会を担保する取組

(3) 留意点

① コーチングについて

本事業における実証事業は、専門家による事業内容等のコーチング（助言、改善提案等）を取り入れ、専門家との併走により進めていただきます。このため、選定過程及び選定後において、実証事業の内容について事業事務局との協議の上で申請内容から変更していただくことがあり、当該内容等のとおり実証を行っていただくとは限りませんのでご注意ください。

コーチングは、実証事業終了後も事業者が自ら取組を継続及び拡大させることを目指し、事業体制・計画・実施等に関して、専門家が事業実施者に対し改善指導やサポート等を行うものです。コーチングを通し、事業で構築されたスキームを実証事業終了後も継続的に活用・展開し、地域の観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に取り組むことを前提とします。コーチングにより得られた知見等は、他地域へも参考としていただけるよう、広く横展開を行います。

なお、専門家については、事業実施者の希望をヒアリングした上で、採択した実証事業内容等を踏まえ、事業全体の総合的な支援又は特定分野の支援（ガイド育成・質向上、安定的な需要づくり、就労環境改善、観光コンテンツの磨き上げ等）を行う専門家を観光庁又は事業事務局が適宜配置します。ただし、選定された事業実施者の推進体制に、適切にコーチングが可能な人材が配置されていると判断され、事業実施者が専門家の配置を希望しない場合を除きます。

また、必要に応じて、事業実施者に共通する課題や改善策に関して専門家人材等によるオンラインセミナーや実地研修を開催するとともに、販路等に関して専門家人材等による個別相談を実施します。

専門家のコーチング、オンラインセミナーや実地研修、販路等に係る専門家人材等による個別相談については、その費用を観光庁又は事業事務局が負担します。

② 実証事業内容の変更等について

事業実施者に選定され、実証事業の内容を変更する場合、又は実証事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁又は事業事務局の承認を得なければなりません。ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認やコーチングに応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。

3. 実証事業の実施に付随する業務

(1) 事業計画書の作成等

事業実施者への選定後、実証事業を実施するに当たり、専門家等の意見を踏まえ、事業事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、改めて事業計画書を作成していただきます。実証事業の一部を

事業実施者以外の者に委託する場合には、事業計画書の作成時において、観光庁及び事業事務局に可否を確認してください。

(2) 進捗状況等の報告

実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。このため、適宜、進捗状況等を書面及び月1回程度のオンラインミーティングにより事業事務局へ報告していただきます。

(3) 成果報告書の作成等

実証事業の終了後、取組内容、事業成果や取組のポイント、課題等について、事業事務局と協議の上、成果報告書を作成していただきます。

作成いただいた成果報告書については、実証事業を通して得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うため、ナレッジ等と共に公表する予定です。

(4) 合同ミーティングへの参加・報告

キックオフミーティング、中間報告会、成果報告会等の合同ミーティング（3回程度）に原則1名対面でご参加いただき、実証事業の取組及び成果等について報告していただきます。ただし、地域間の都合調整を踏まえ、対面での開催が難しい場合はオンライン参加をお願いします。

なお、対面参加に係る旅費については、事業事務局が負担します。

4. 対象経費等

(1) 経費の規模及び対象経費

実証事業の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1事業当たり15百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。採択件数は15件程度を予定しており、二次募集の予定はありません。具体的には、以下の経費を対象とします。

- ・ 協議会等の開催、計画（戦略を含む。）策定等に係る経費
- ・ エントリーモデルからのステップアップや、高付加価値旅行者向けガイド育成等との連携など、ローカルガイド人材のレベルの引き上げに係る経費
- ・ 複数事業者や地方公共団体等と連携した地域のルールづくりや品質担保等に係る経費
- ・ ガイドスキルとガイド報酬の関係性を考慮したガイド報酬のあり方に関する検討に係る経費
- ・ 観光コンテンツに係る体験商品事業者とローカルガイドの商談会の開催や、WEB上でのマッチング（訪日外国人旅行者や募集機能を担う者に対する観光コンテンツとローカルガイド人材の供給の可視化を含む。）、就労先の確保等に係る経費
- ・ 地域資源を生かした観光コンテンツ等の商品としての磨き上げ等に係る経費
- ・ ローカルガイド人材と観光コンテンツの一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に向けた課題抽出のためのモニターツアーに係る経費（モニターツアーは原則として有償で実施することとする。）
- ・ その他、観光庁が本事業の目的を達成するために必要と認める経費（令和6年度とりまとめに記載された取組を実施するにあたって必要となる経費等）

(2) 対象経費の項目等

下表のうち、地域一体となって観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に取り組む事業に必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

なお、経費の計上期間は、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年2月5日（金）までに限ります。

対象経費の項目	概要	
I ・ 実証事業の費用	i. 人件費・賃金	実証事業を行うために必要な人件費（例：調査・評価・検証、モデル構築のための企画立案・調整等に従事する者の人件費）。 実証事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
	ii. 旅費	実証事業を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	実証事業を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。 ※国の支出基準の範囲内で事業実施者の謝金規定等に基づき計上。
	iv. 広告宣伝費	実証事業に係る観光コンテンツとローカルガイド人材の情報発信・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。
	v. 借料及び損料	実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	実証事業を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費（1組又は1個税込5万円未満）。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	vii. その他諸経費	実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i.～vi.のいずれの区分にも属さないもの（例：郵便料、損害保険料、印刷費）。
II. 再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。	

※ 人件費については、観光庁が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリングにおいて詳細に確認します。

(3) 対象外経費

以下の事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

- ・ 事業計画書が承認される前に発生した経費
- ・ 本事業の申請に要した経費
- ・ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ・ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ・ 単純な観光プロモーションのみを目的とした動画等の制作に係る経費
- ・ 「人材確保」、「人材育成」及び「継続活躍」の一貫性がない事業に係る経費
- ・ 恒久的な施設の設置・改修、耐久消費財や用地取得等に関する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 事業実施者における経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 実証事業の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等の購入費（机、椅子、書棚等の什器類及び事務機器等）
- ・ 本事業の成果物が観光庁以外の財産となる経費（資産として実証事業終了後も残る物品等）
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 国の支出基準を上回る謝金

- ・ 景品等の購入費、クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・ 実証事業における資金調達に必要となった利子等
- ・ その他実証事業と無関係と思われる経費

(4) 経費計上期間

原則として、観光庁及び専門家により構成される選定委員会によって事業実施者を選定した後、選定を受けた事業実施者が事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年2月5日（金）までを対象とします。

実証事業の終了後、成果報告書を作成していただくことと、実証事業終了後に開催を予定している成果報告会等において、実証事業の成果を報告していただく場合があることに鑑み、実証事業の計画は、令和9年2月5日（金）の直前まで実施するものとならないよう、留意してください。

(5) 経費精算

選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。事業実施者は、実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、請求書及び領収書等）を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。

また、実証事業の経費は、経費報告書及び証拠書類の写し等を提出していただき、対象経費であるかを観光庁及び事業事務局が精査し、額が確定した後、実証事業終了後に事業実施者からの請求書に基づき、原則として精算払いを行います。

なお、申請時に示した成果目標に対する達成状況及び報告書の内容によっては、経費の一部又は全額を支払わないことがあります。

Ⅲ. 提出及び質問

1. 提出

(1) 提出書類

① 様式 1 応募申請書

申請団体名・当該団体の代表者名、実証事業名等を様式に沿って記載してください。申請団体や当該団体の代表者等の自署・押印は不要です。

② 様式 2 実証事業の計画

事業計画等について記載してください。画像・図表を掲載する場合は、公表される前提で作成してください。また、申請団体の規約（所在地・会計方法等が記載された一般的な定款）等を添付してください（地方公共団体を除く。）。新規で設立する申請団体の場合は、申請に際し規約等を予め作成し、作成中の場合も応募申請書に添付してください。

③ 様式 3 必要経費の内訳

実証事業に係る経費について記載してください。

④ 事業概要説明書

様式 2 の黄色マーカーで着色した項目から、実証事業の概要が 1 枚で分かるように簡潔に記載してください。必要に応じて事業概要説明書を公表しますので、画像・図表を含め公表される前提で作成してください。

下表の様式・ファイル形式に沿い、(1)PDF 形式 1 点及び(2)PowerPoint 形式 1 点の電子データ計 2 点を提出してください。各様式は、観光庁ホームページからダウンロードできます。

	ファイル名	様式	ファイル形式
(1)	【市区町村コード】様式 1-3_申請団体名.pdf	様式 1 応募申請書	Word 形式により作成し、PDF 形式にて提出。
		様式 2 実証事業の計画	
		様式 3 必要経費の内訳	
(2)	【市区町村コード】事業概要説明書_申請団体名.pptx	事業概要説明書	PowerPoint 形式により作成・提出。

- ・団体の定款等の参考資料がある場合、上表(1)の PDF 形式内、様式 3 に続けてまとめるようにし、上表(1)・(2)の電子データ 2 点以外の電子メールへの添付は避けてください。
- ・提出する電子データ 2 点について、実証事業の実施地域の市区町村コード（6桁・半角）を【】で囲い、それぞれのファイル名の冒頭に付してください。複数の市区町村を跨ぐ場合は、事業において最も主要となる市区町村のコードを 1 つ選んで付すようにしてください。市区町村コード（団体コード）は、総務省ホームページから検索することができます。

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

例：東京都千代田区が実施地域の場合のファイル名 【131016】様式 1-3_申請団体名.pdf

- ・提出する電子データ 2 点のファイル容量は、合計 10MB 以内としてください。また、ウイルスチェックを実施してください。

※提出前の各種調整等について

申請前に、次の事項について調整等を行うようにしてください。調整等を行っていないにも関わらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において採択の取消し及び経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。なお、事業実施者の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様とします。

- ① 推進体制内において、実証事業終了後も含めた役割や活動内容、連携方法を申請前に調整・構築するようにしてください。

- ② 国立公園を対象地に含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、所管する環境省自然保護官事務所等に事前の相談・確認をし、事業内容に応じて連携を図るようにしてください。また、国定公園を対象地に含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、所管する都道府県自然公園部局に事前の相談・確認をした上で申請してください。
- ③ 国指定文化財等を活用して実証事業を実施する場合は、都道府県文化財保護担当部局に事前相談をし、事業内容が実現可能なものであることを確認した上で申請してください。
- ④ 実証事業の実施に当たり、食品営業や宿泊業、道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみとします。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を郵送・持込み等の方法で提出することはできません。また、原則として大容量送受信ツール等を使用することはできません。提出の際は、必ず以下の申請登録フォームも併せてご回答をお願いいたします。

地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上事業 申請登録フォーム (<https://forms.office.com/r/Ksn0AiekYf>)

提出先メールアドレス hqt-local-guide_soft★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【提出】申請団体名」としてください。

(3) 提出期限

令和8年4月28日（火）14時（必着）

※ 本期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

(4) 提出後の連絡

電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付します。3開庁日を経過しても受信確認のメールが届かない場合を除き、提出書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

2. 質問

(1) 質問方法

質問受付期間内に以下のメールアドレスに問合せください。なお、観光庁への訪問や電話による質問等はできません。

質問先メールアドレス hqt-local-guide_soft★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【問合せ】」としてください。

(2) 質問受付期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月21日（火）17時（必着）

(3) 回答

電子メールの受信後、観光庁から回答のメールを送付します。回答のメールが3開庁日を経過しても届かない場合を除き、観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

IV. 事業実施者の選定

1. 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、申請期限までに申請があった提案の中から、専門家により構成される選定委員会において選定を行い、6月中旬頃に採択事業を公表する予定です。

2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度とりまとめを踏まえ、訪日外国人旅行者に対応できるローカルガイド人材を確保・育成し、安定的な需要を作る好循環を地域で創出することの重要性を理解していること。 (2) 持続可能なガイド産業基盤を形成するため、人材確保・育成に関する入口戦略と、育成したローカルガイドに対しどのように活躍の場を提供していくかという出口戦略の双方を見据え、「人材確保」「人材育成」「継続的に活躍できる仕組みづくり」を一体的に取り組むことの重要性を理解していること。 (3) 地域関係者等がローカルガイドを支える視点で、ローカルガイドが安心してガイド業を担っていける「ガイドファースト」の必要性を理解していること。
事業において実施しようとする取組の的確性	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施地域の特性及びローカルガイド人材について現状・課題を把握していること。 (2) 事業実施地域におけるローカルガイド人材の現状と課題を踏まえ、地域の目指すべき姿を整理し、その実現のために必要となる「人材育成」「人材確保」「継続的に活躍できる仕組みづくり」の方向性を総合的かつ戦略的に整理していること。 (3) 事業推進に当たり、地域関係者、観光コンテンツ事業者及び体験商品の募集機能を担う者の役割を整理していること。 (4) 実証事業期間及び中長期の目標・指標について、地域の現状・課題、実証事業の内容を踏まえて適切に設定されていること。
事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実証事業の推進体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えており、役割が適切に分担され、明確となっていること。 (2) 必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費支出を試みており、販売体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できること。 (3) 実証事業期間内において、着実に進められる計画を立てており、実証事業終了後、事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた自走化できる取組となっていること。 (4) 観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的に取り組む意欲のある、多様な関係者が連携した推進体制が敷かれていること。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実証事業の内容が他地域への横展開へ高く寄与することが期待できること。 (2) 実証事業の効果として、将来的な国内外の観光客数の増加、消費額増加及び満足度向上が期待できること。 (3) 事業の根幹を担う部分（企画、取りまとめ、進捗報告等）が、事業実施地域を活動拠点とする事業者により行われる推進体制となっており、当該地域が主体となった取組を行うことで、地域への事業波及効果が期待できること。 (4) 国費による実証事業と、それに関連する地域が自らの費用で実施する取組との相乗効果が大きいこと。

3. ヒアリングの実施等

選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、オンラインによるヒアリングを実施します。ヒアリング対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。

4. 採択事業の公表

観光庁又は事業事務局から、採択事業の事業実施者に対し採択の旨を通知するとともに、観光庁ホームページにて事業実施者名及び実証事業名等を公表します。

なお、個別の審査結果及び理由に関する問合せにはお答えできません。

V. 留意点

1. 実証事業終了後におけるフォローアップ調査等

事業実施者の実証事業で構築されたスキームを自走化させ、継続的に活用・展開し、地域の観光コンテンツの充実のために自らローカルガイド人材を持続的に確保・育成することを求めます。このため、実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告や関係者への聴取、事業成果の発表を求めます。

2. メディア等からの問合せ等

メディア等から実証事業について問合せや取材があった場合、必ず、遅滞なく事業事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送等されるなどの場合には、事業事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を成果報告書に含めていただく場合があります。

3. その他

(1) 事業広報活動への協力依頼

実証事業の PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動などについて協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。

(2) 行政文書の開示

申請については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(3) 事業の成果物

実証事業の成果物（「Ⅱ. 募集内容等」の「3. 実証事業の実施に付随する業務」で作成した成果報告書等の資料を指す。以下同じ。）の帰属事項については、以下のとおりとします。

- ① 成果物に関する著作権^{*}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は観光庁に帰属するものとする。
- ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※ 著作権は、次の一切を含みます。

複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権

(4) 情報の取扱い

実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。

- ① 提供された情報、実証事業実施において知り得た情報については、実証事業期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しないこと。
- ② 提供を受けた情報及び実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事業事務局と協議の上、令和9年3月31日以降速やかに全て消去すること。

(5) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律66号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。